

第1表

3 荒六瑞小第58号
令和4年3月8日

荒川区教育委員会 殿

学校名 荒川区立第六瑞光小学校

校長氏名 佐野 実 公印

令和4年度教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特別支援学級（知的障がい）の教育課程を別紙のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

人権尊重の教育を基盤とし、生涯学習の視点に立って、心身ともに健康で国際社会に生きる人間性豊かな児童の育成を教育目標とし、目指す児童像を次のとおり設定する。

『よく学び 仲良く 元気な 六瑞っ子』

- ・「よく学ぶ子」 主体的に課題に関わり、友達と協動的に追及・解決する児童
- ・「仲良く 元気な子」 感性豊かで、思いやりがあり、社会性に富んだ児童
心身ともに健全で、最後まで粘り強く取り組む児童

（2）特別支援学級の教育目標

一人ひとりの心身の障がいの状態や発達の段階に応じた教育を基盤とし、将来、社会的自立のできる児童の育成を教育目標とし、目指す児童像を次のとおり設定する。

- ・自分のことは自分でする子
- ・みんなで仲良く遊ぶ子
- ・じょうぶな体をつくる子

（3）学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

- 児童の実態や発達の段階に合わせた個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成して、指導内容を具体的に細分化し、一人ひとりに応じた適切な教育を進める。
- 児童が相互に理解し合い、社会的自立の基礎を培うために、学校行事や教科の学習で通常の学級との交流及び共同学習の場を充実させる。
- 児童の発達の段階や障がい等を考慮し、個々に対応した柔軟で弾力的なグループを編成して指導することで、児童一人ひとりの可能性を伸ばすとともに自己肯定感を高め、「夢や希望の実現」を支援する。
- 一人ひとりの児童に適切な対応を行うため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を機能させ、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、保護者や子ども家庭総合センター等の関係諸機関との連携を図り、全ての児童が安心できる環境を整える。